

第 1 回 北川流域委員会 議事骨子

平成 19 年 7 月 27 日 (金)「小浜市働く婦人の家」において第 1 回北川流域委員会が開催され、北川流域委員会委員の紹介が行われるとともに、委員会の目的や設立準備会からの答申内容、委員会の審議対象範囲などについて説明がなされました。

また、委員会規約ならびに委員会の情報公開方法が承認され、規約に基づき委員長の選出などが行われました。

議事においては、委員会の今後の進め方について確認を行うとともに、河川管理者より北川流域の概要について説明がなされました。

挨拶

近畿地方整備局中込広域水管理官より、流域委員会設立の背景、ならびに特に清流として名が通っている北川において、自然環境を保持しつつ、かつ地域の安全・安心を確保する北川の川づくりを進めるべく、北川の河川整備計画策定する旨述べられました。

委員紹介

北川流域委員会設立準備会において選出された委員 15 名の紹介が行われました。
([資料 - 1]参照)

北川流域委員会の設立について

北川流域委員会の目的、設立準備会からの答申の内容ならびに委員会の審議対象範囲などについて、河川管理者より説明がなされました。

また、設立準備会からの答申に基づき提案された「北川流域委員会規約」および「北川流域委員会情報公開」が案のとおり承認されました。([資料 - 2] 参照)

委員長の選出および委員長の職務を代理する委員の指名においては、委員会規約第 4 条第 6 項に基づき、委員の互選により福原委員が委員長に選出され、また同規約第 4 条第 9 項に基づき、青海委員が委員長の職務を代理する委員として委員長より指名されました。

なお、流域委員会の庶務については、中立的立場で委員会の指示を受け業務を行うことを規定した委員会規約第 8 条に基づき、近畿地方整備局が委託した者(近畿技術コンサルタンツ株式会社)が行うことが報告されました。

北川流域委員会について

平成 9 年の河川法改正に伴い河川管理者は「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では学識経験者や関係住民、行政関係者など多方面から意見を頂いて、20～30 年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す河川整備計画を策

定するため、各水系において「流域委員会」を順次設置しております。

北川水系では、この流域委員会の設置に先立ち近畿地方整備局福井河川国道事務所長は、「北川流域委員会設立準備会」を設置し、平成19年7月に設立準備会から「北川流域委員会のあり方」について答申を頂きました。

今回、近畿地方整備局長は、この答申を受け、北川水系の河川整備計画策定に向けて、その原案や関係住民の意見の聴取方法・反映方法について意見等を頂く目的で「北川流域委員会」を設置したものです。

議 事

- (1) 北川流域委員会の今後の進め方について
- (2) 北川流域の概要

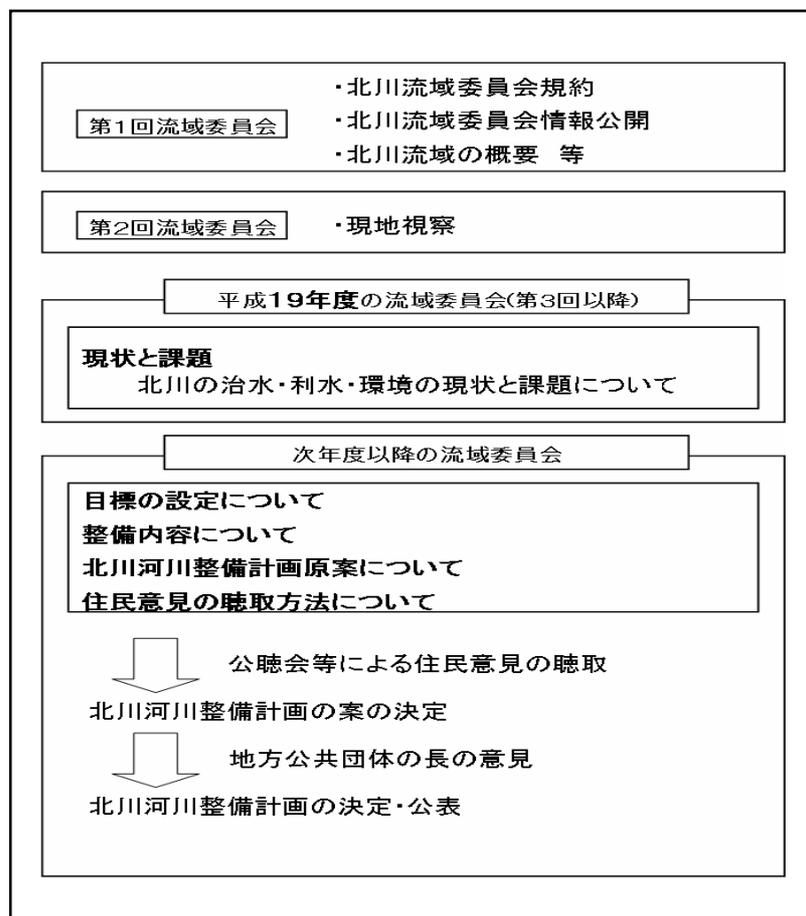
審議結果

審議結果については、つぎのとおりです。

- (1) 北川流域委員会の今後の進め方について

北川河川整備計画の決定・公表に至るまでの進め方について、河川管理者より説明がなされました。

現地視察後に現状と課題についての情報を各委員が共有し、河川整備計画の原案策定に向けて意見を述べるなど、段階を踏んで進めることが確認されました。



(2) 北川流域の概要について

気象条件、地形、歴史・文化などの北川流域の概要、ならびに北川の水利用や工作物の状況、生態系や環境などの河川の概要について、河川管理者より説明がなされました。

委員からの主な発言

河川整備基本方針が定まった後に、整備計画を検討する手順ではないか。河川整備基本方針と整備計画とを併行して進行させるならば、北川の河川整備基本方針に関する情報について、本委員会において逐次、説明・報告してほしい。

小浜観測所の年間降水量を示すグラフに不連続な部分がみられるが、観測に欠測が生じていると考えられるものの、再度確認するとともに、補完方法を検討してはどうか。

北川の流況についての情報提供をしてほしい。

専門用語が多く用いられているが、はじめて耳にされる委員にも分かるように、用語解説を行ってはどうか。

北川の霞堤は、その機能特性について河川特性を踏まえて説明を行ってはどうか。

北川の出水時における江古川への背水影響について、データがあれば説明してほしい。

北川における生物等の生息状況については、河川水辺の国勢調査結果などをもとに、経年的な変化の情報提供を行ってほしい。

北川流域自然再生計画については、北川河川整備計画との関係をもう少し詳しく説明してはどうか。

地形特性については、扇状地性の谷底平野という表現が適当か否かを調査すべきではないか。

北川流域委員会委員

(五十音順、敬称略)

No	氏名	専門分野	専門内容	所属	備考	公募
1	おおとも こういち 大伴 孝一	社会環境	法律	小浜ひまわり基金法律事務所 所長 弁護士		
2	おくむら みつし 奥村 充司	自然環境	底生生物 水質	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授		
3	かたやま しんいち 片山 進一	地域特性	まちづくり (地域活動)	雲浜いきいきまちづくり委員会 自然環境部会長		
4	さとふか よしふみ 里深 好文	治水	治山 治水	京都大学 大学院 農学研究科 森林科学専攻 准教授		
5	せいかい ただひさ 青海 忠久	自然環境	魚類	福井県立大学 生物資源学部 海洋生物資源学科 教授	委員長代理	
6	どうまえ たけし 堂前 武司	利水	内水面漁業	若狭河川漁業協同組合 代表理事組合長		
7	ながえ ひさお 永江 寿夫	社会環境	歴史文化	若狭町 文化財室 主査 学芸員		
8	なかじま てるひこ 中島 輝彦	利水	海面漁業	福井県 栽培漁業センター 主任研究員		
9	にしの ひかる 西野 ひかる	地域特性	環境 (生態保全)	アマモサポーターズ 代表		
10	ひろはた さいち 廣畑 佐一	利水	農業	小浜東部土地改良区 理事長		
11	ふくはら てるゆき 福原 輝幸	治水	環境水理	福井大学 大学院 工学研究科 教授	委員長	
12	ほそだ たかし 細田 尚	治水	河川工学	京都大学 工学研究科 都市社会工学専攻 教授		
13	まつむら としゆき 松村 俊幸	自然環境	哺乳類 鳥類	福井県 自然保護課 自然環境保全グループ GL		
14	みやわき みえこ 宮脇 美恵子	社会環境	婦人会 地域防災	小浜市連合婦人会 会長		
15	わたなべ さだみち 渡辺 定路	自然環境	植物	元 福井市自然史博物館 館長		

注：公募欄の は、一般公募により選ばれたことを示しています。

(名称)

第1条 本会は、「北川流域委員会」(以下、「委員会」という。)という。

(設置)

第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長(以下、「整備局長」)が設置する。

(目的)

第3条 委員会は、北川水系の河川整備計画(国管理区間)の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的とする。

(委員会)

第4条 委員会は、総会のみで構成する。

2. 委員会において部会が必要と認めるときは、部会を設けることができる。
3. 委員会委員は、15名程度で構成し、北川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
8. 委員長は、委員会を招集し、開催する。
9. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
10. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
11. 委員会の議決は、出席委員の過半数(同数の場合は、委員長の裁量に委ねる)をもってこれを行う。
12. 委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見があればこれを付す。
13. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)ことができる。

(部会)

第5条 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。

2. 部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
3. 部会委員は、委員会において選定する。
4. 部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(河川管理者)

第6条 近畿地方整備局は、委員会の上承を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

2. 近畿地方整備局は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

(情報公開)

第7条 委員会は、原則的に公開とし、その公開方法は、別紙「北川流域委員会情報公開」によるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した者(又は民間企業)が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案)の作成
- 2) 議事録(案)の作成
- 3) 会議内容の整理及び公表資料(案)の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成19年7月27日から施行する。

北川流域委員会情報公開

(1) 一般傍聴者

委員会当日に、会場にて先着順に受け付ける。

(2) 会議開催の案内

会議開催の案内は、基本的に記者発表及びホームページにより行い、必要に応じて新聞折り込み広告等により行う。

(3) 会議資料の公開

1) 会議資料については、原則的に公表する。

2) 会議資料の公表は、ホームページ及び委員会資料の設置場所において閲覧できるものとする。

3) 会議資料において、公表できない資料(例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料)などは公表しない。

会議資料の設置場所

近畿地方整備局	福井河川国道事務所	調査第一課
	福井河川国道事務所	北川出張所
	河川部	河川計画課
小浜市役所	道路河川課	
若狭町役場	建設水道課	
	住民サービス室	

(4) 議事録の公開

1) 議事録は、議事骨子及び議事詳録を公表する。

2) 議事録の公表にあたっては、プライバシー保護に配慮するとともに、委員会の責任において行う。

3) 議事録の公表手段は、議事骨子をホームページ・ニュースレター、議事詳録をホームページ・閲覧とする。

(5) 記者会見

委員会終了後の記者会見は行わない(ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。)。記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

(6) その他

一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない。なお、審議終了後の発言の機会の取り扱いについては、委員長の判断に委ねる。